

私たちはボランティア精神のもと
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

会報/市民後見人の会 No. 155

2020年10月27日発行 通巻No.165号

創刊2007年2月27日

発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川成年後見センター分室3階

TEL : 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の10時～16時の間対応します。)

TEL&FAX : 03-6303-8265

MAIL : npokouken@gmail.com HP : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

◆受任第2号女性永眠◆

～謹んでご冥福をお祈りいたします～

本会が2番目に受任(平成20年9月23日)した成年被後見人Sさん(女性)が、9月26日に亡くなりました。90歳で独身でした。受任時以前は一人で在宅生活をしていましたが、日常生活の行動に異変を感じた隣の人が民生委員に相談し、民生委員が品川区へ連絡。姪(弟の子)が申立人になり成年後見制度を活用することになりました。

本会が受任後、徘徊で警察にお世話になりました。その後施設(有料老人ホーム)に入所。明るい笑顔でスタッフにも好かれて良好な生活でしたが自宅が恋しく、脱出を考えて風呂敷包みがベッドの周りに置かれていた時期もありました。

高齢者施設では入所者の突然死が大きな課題としてありました。Sさんの親族から「急変時の対応に関するご意向確認書」が施設に提出され、この「ご意向確認書」の内容を踏まえた訪問医師から「施設でお看取りまでの治療等」について我々後見担当者と施設長に説明があり、了解しました。そして親族へこの「施設でお看取りまでの治療等」を送付しました。

施設が行う外出行事のご本人の写真は笑顔が一杯です。ベッド生活が多くなりましたが、後見人としてケアマネージャーに相談して出掛ける機会を増やすようにしました。近くの商業施設や、店舗(食料品、衣料品、家具屋等)回りに付き添うと、目がだんだんと輝くのが見られました。やはり外出は最高ようです。次の外出計画を検討中に突如老衰で急逝されました。後見人として遺族(姪:申立人)に連絡し、遺族の方々に葬儀に参列して頂き、菩提寺の住職に読経をお願いし、最期のお見送りをしました。(記 副担当・澤谷義則)

◆月曜カフェ◆

本会事務局主催の第25回月曜カフェが9月28日、開催されました（18時～20時、荏原第五区民集会所）。今年本会に入られた新会員の方たちも含め14名が参加しました。テーマは「今どきの葬儀事情と後見」、講師は本会がいつもお世話になっている品川合同葬祭株式会社営業部次長の上野秀記さん。本会の平成28年度養成講座を受講し、現在、東京後見市民サポートで後見業務のサポートもされているこのテーマについて絶好の方です。

裁判所に登記事項証明書を取りに行ったり、銀行での名義変更手続きに立ち会ったり、被後見人の自宅でポストにたまった郵便物の整理等の実際の活動も行っているそうです。次の構成でご自分の体験も含め語っていただきました。

- 1 日本の高齢化社会の現状
- 2 葬儀の実情
- 3 斎場、式場での3密対応
- 4 後見人が進めている葬儀スタイルについて
- 5 直行火葬でオプション費用として考えられる事
- 6 後見制度利用の場合の特徴
- 7 後見人への提案
- 8 成魂の碑養玉院利用で考えておく事

以下、発言内容をアトランダムに記します。

- ① ご本人の家は何宗か、お墓はどこにあるか、延命措置をどうするか等を事前に聞いておく。
- ② 葬儀にあたり後見人としては直葬火葬を選ぶ事が多いと思うが、親族の中には「死をおろそかにしている」と感じる人もいます。お墓をどこにするかと同様、親族がいて話し合うことが出来る状況にある場合は、事前に親族と相談しておく事が大事。それがなく親族からクレームがついた事がある。
- ③ 葬儀に家族と同様の思いを持つ施設の職員が個人として参列する事があり、胸が熱くなった。

上野さんのスピーチ後、活発な意見交換がなされ充実した2時間でした。



◆10 月度理事会報告◆

1. 開催日時 2020年10月19日(月)17時30分～19時15分
2. 開催場所 荏原第五区民集会所第2集会室
3. 出席理事 朝倉鈴子、大金修、金城清、古賀忠壹、斉藤裕二、杉谷徹夫、杉山麻里子、高原三平、馬庭俊一郎各理事 (理事総数 10名)
4. 欠席理事 内山恵子
5. オブザーバー 國枝園子、小松統各監事 (敬称 略)

6. 議事

<審議事項>

- ① 新案件(51号)の後見人等の候補者となることを決議した。
- ② 規程類(B-0後見活動指針)の改正について以下の事項を含み決議した。

「B-0後見活動指針」

「後見事務の実務」(平成26年1月20日制定)を現行の規程類体系に合わせ、「後見活動・支援員活動に対する指針」(P2記載)をアレンジした。

「後見事務の実務」のその他の箇所については、「C-1後見事務の栞」及び「C-2報告書作成要領」の中で再編成し、追加事項等は「報告書作成要領補足」としてスピーディーに周知する。

その他、この指針は、任意後見制度の場合は適用外であるため、必要に応じて制定する。

なお、この規程類の名称はこの規定の性質上「指針」としたが、規程類分類としては「細則」に属する。また、管理責任者は理事長とした。

<協議事項>

- ① 2020年度業務指導委員会について、発表案件5件位を選択する等協議した。(高原、斉藤)
- ② 浦安市社協よりの市民後見人養成フォローアップ研修(12月19日実施)講師依頼について協議した。(古賀)
- ③ コロナ対策について協議し、現行通り(9月14日発信文書)とすることとした。(高原)

<報告・連絡事項>

- ① 2020年度上半期活動状況について別添資料により報告があった。(各部部长)
- ② 2020年度市民後見人養成講座について以下の通り連絡があった。
(杉谷)

- 1) 日時 2021年2月27日、28日、3月6日、13日、20日の5日間

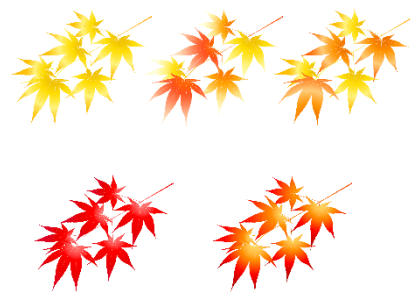


- 2) 場所 荏原第五地域センター第1集会室
3) 従来と同じカリキュラム、講師
- ③ スキルアップ研修について以下を予定している。(杉谷)
- 1) 認知症サポーター養成講座 11月9日 現時点で申込7名
2) 成年後見制度利用促進基本計画についての講義 12月20日 講師 品川成年後見センター小佐波幹雄所長
- ④ こうけんカフェは区の指導により今年度は中止するとの連絡があった。(杉谷)
- ⑤ 2号逝去について報告があった。9月26日、老衰にて逝去、享年90歳。(斉藤)
- ⑥ 監督人・後見人等連絡会は本日開催された旨報告があった。(斉藤)
- ⑦ 情報交換会を以下にて開催する旨の連絡があった。(斉藤)
- 1) 開催日時は11月14日午後
2) 議題は全案件についての報告を担当よりしてもらい、質疑応答
- ⑧ 支援員アンケートを今週中に実施する旨連絡があった。コロナ禍での支援員活動実施状況の把握が主目的。(高原)
- ⑨ 社協助成金について、10月8日、80万円(会運営50万円、市民後見人養成30万円)の入金があった旨報告があった。(高原)
- ⑩ 品川区成年後見制度利用促進基本計画についての報告があった。(古賀)
- ⑪ 忘年会はコロナ禍で中止するとの連絡があった。(高原)

<今後の予定>

- ・11月14日(土)午後 情報交換会
- ・11月30日(月)業務指導委員会 14時00分~16時00分

(記 高原三平)



◆介護現場の感染対策◆

10月25日の毎日新聞に「介護現場の感染対策 健康維持と両立へ支援を」という社説が載っています。以下抜粋して引用します。

「広島大学と日本老年医学会がケアマネージャーや介護施設などを対象に調査したところ、認知症の人の症状がコロナ下で悪化したとの回答が約4割に上った。他にも足腰が弱ったり、意欲が低下したりしたケースがあるという。厚生労働省は高齢者施設での面会制限を緩和し、外出も散歩や運動などはむやみに制限しないよう求める通知を出した。現状に即した対応だ。」

もちろん、高齢の方たちの感染、重症化リスクはとて高く最大限の注意が必要ですが、記事にあるように同時に健康維持にも配慮が必要です。介護現場での職員の方たちの苦勞が容易に想像できます。2頁の「月曜カフェ」の③の文章が印象に残りました。

(広報部会)